

令和2年度 八重山病院会計年度任用職員に係る求人票D-21

事業所名	沖縄県立八重山病院附属診療所
職種	会計年度任用医師事務作業補助員（診療所事務）
年齢	不問
採用人数	各診療所1～2名
雇用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日(契約更新の可能性あり) ※下記条件あり ※再度任用の選考（書類及び面接審査）を実施し、客観的な能力の実証を行う。
就業場所	西表西部診療所、大原診療所、小浜診療所、波照間診療所のうち1カ所
仕事の内容	離島診療所における事務に関する業務 受付業務、会計事務、保険請求業務、その他付随する業務
学歴	不問
必要経験	パソコンの基本操作できる方(ワード、エクセル)
必要資格	なし
賃金（基本給）	125,100円～163,700円
賃金締切日	月末
賃金支払日	毎月21日
手当	通勤手当(2 km以上 上限なし)、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、退職手当(月18日以上かつ6ヶ月以上勤務)
昇給	なし
賞与	2.6ヶ月分、年間の期末手当額の12分の1に相当する額を毎月支給
社会保険	1年目 厚生年金保険及び健康保険 ※加入要件（①～④を満たす者） ①所定労働時間20時間以上/週、②月額8.8万円以上、③雇用期間1年以上予定、④学生不可 2年目以降 地方公務員災害補償基金 加入要件 常勤職員(勤務日18日以上ある月が連続して12月を超えること)
災害補償	1年目 労働者災害補償保険法 2年目 地方公務員災害補償基金 加入要件 常勤職員(勤務日18日以上ある月が連続して12月を超えること)
就業時間	8:30～17:00(休憩12:15～13:00 45分)
定年	なし
休日	土日祝日(年間休日数125日)
備考	①地方公務員法に規定される服務に関する規定が適用される。 (例) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、職務専念義務、政治的行為の制限等 ※その他、同法に規定される懲戒処分等の対象となる。 ②営利企業への従事を兼ねることはできない。(兼業禁止) ※フルタイム職員が対象 ③年次有給休暇は雇入の日から2ヶ月継続勤務後、毎月1日付与(6ヶ月経過後通算10日)する。 ④通勤手当は、片道2km未満の場合は、不支給とする。 ⑤パートタイム職員の報酬に加算できる手当相当額は、フルタイム職員の例により算定された各種手当(特殊勤務、時間外勤務、夜間勤務、休日勤務等)に相当する額とする。
選考方法	履歴書等による書類審査及び面接審査
担当者	八重山病院総務課 山里
連絡先	0980-87-5187 (直通)